

# 業務規程及び送配電等業務指針の 変更案の意見募集に伴うお知らせ (系統アクセス業務関連)

2020年3月11日  
電力広域的運営推進機関  
計画部

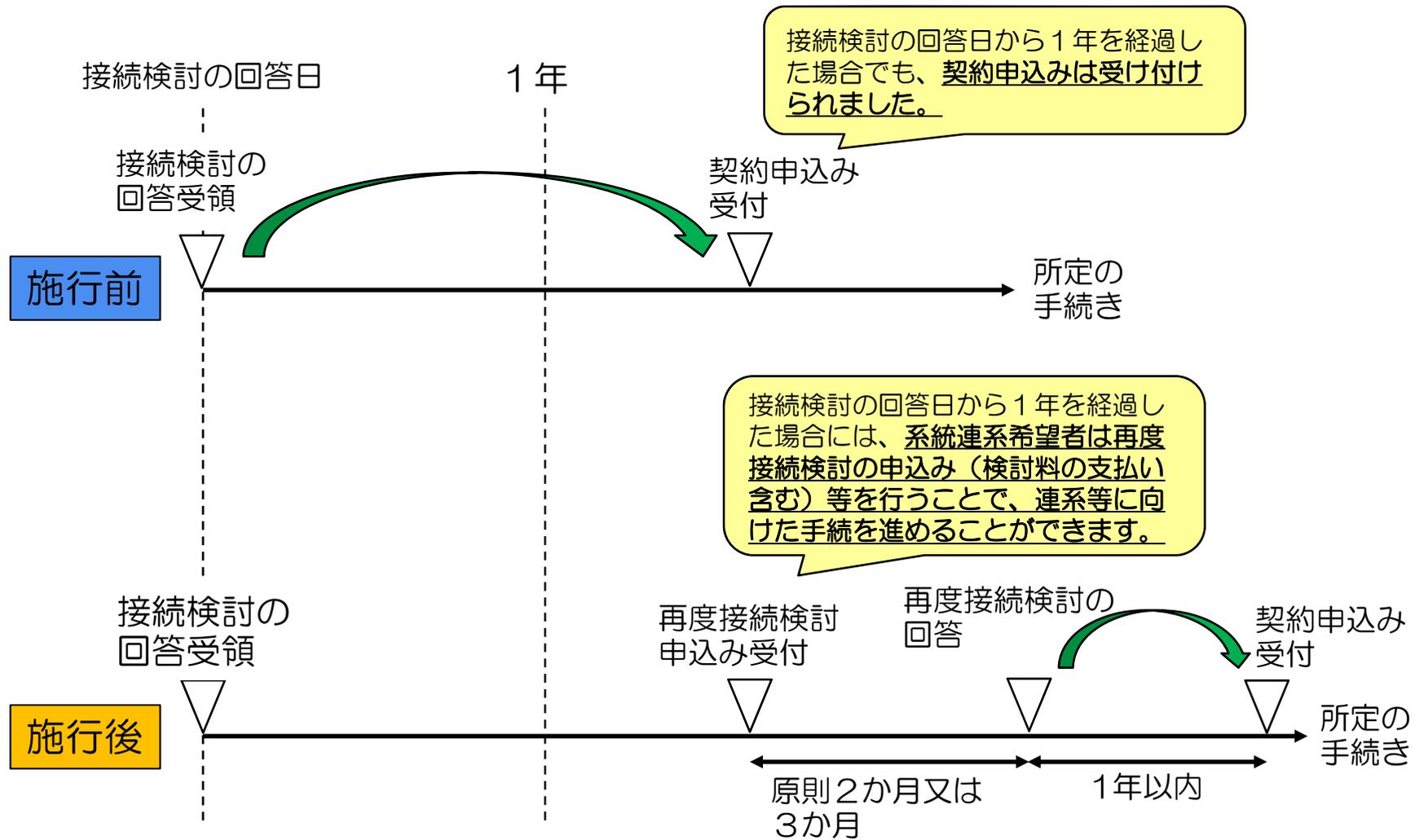
- 現行の系統アクセス業務の課題に対応するため、接続検討の回答の有効期限、接続検討の検討料を不要とする条件及び電源接続案件一括検討プロセス等の導入を志向し、業務規程及び送配電等業務指針（系統アクセス業務関連）の変更を予定しております。
- 業務規程及び送配電等業務指針の変更案の詳細については、2020年3月11日に「業務規程及び送配電等業務指針の変更案に対する意見募集」を行っておりますので、そちらを参照ください。
- その変更に伴う系統連系希望者に係わる適用の考え方（施行前に接続検討の回答を受領した系統連系希望者に対しても適用される内容が含まれております。）をお知らせいたします。
- なお、今回の業務規程及び送配電等業務指針の施行日は、2020年10月1日、経済産業大臣の認可を受けた日又は全ての一般送配電事業者による電源接続案件一括検討プロセスの導入に関する託送供給等約款の変更の効力が生じた日のいずれか遅い日となる見込みです（2020年10月頃を予定しております）。
- また、本資料は、意見募集を行っている変更案が認可された場合を前提にお知らせしております。

# 接続検討回答書の有効期限に関する 適用の考え方

(変更案指針第89条第1項第6号関連)

接続検討の回答日から1年を経過した場合、契約申込みが受け付けられず、再度接続検討の申込みを行うことが必要となります。

- 変更案指針第89条第1項第6号の施行前後における適用の考え方は以下のとおりとなります。



(発電設備等に関する契約申込みの受付)

第88条 一般送配電事業者は、発電設備等に関する契約申込みの申込書類を受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていること及び第88条の2に定める保証金が入金されていること(ただし、保証金を要しない場合は除く。)を確認の上、契約申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備がある場合には、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で契約申込みの受付を行う。

2～4 (略)

(接続検討の申込みを行っていない場合等の取扱い)

第89条 第88条第1項にかかわらず、一般送配電事業者は、第79条第1項に掲げる場合において、次の各号に掲げるときは、発電設備等に関する契約申込みを受け付けず、接続検討の申込みその他の適切な対応を行うよう求めるものとする。

一～三 (略)

四 系統連系希望者の系統連系工事が電源接続案件一括検討プロセスの対象となる可能性がある場合

五 (略)

六 接続検討の回答日から1年を経過した場合

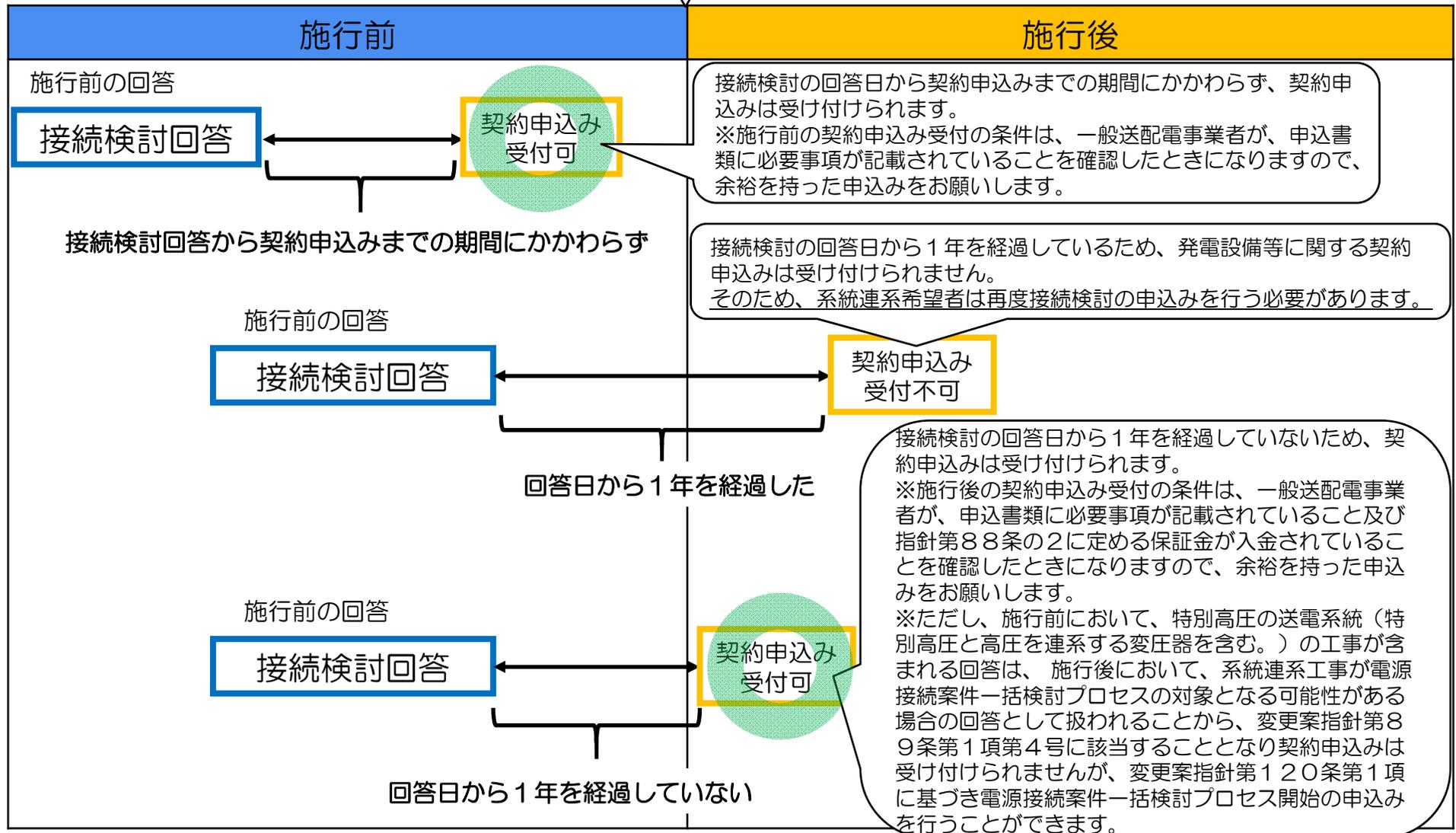
2～3 (略)

(系統連系希望者による電源接続案件一括検討プロセス開始の申込み)

第120条 系統連系希望者は、接続検討の回答者が本機関又は一般送配電事業者であるかを問わず、接続検討の回答において、系統連系工事が電源接続案件一括検討プロセスの対象となる可能性がある旨の回答を受領した場合は、一般送配電事業者に対し、電源接続案件一括検討プロセス開始の申込みを行うことができる。

- 業務規程・送配電等業務指針の施行日から全ての案件に適用されます。
- 施行前に接続検討の回答を受領した系統連系希望者に対しても以下のとおり適用されます。

業務規程・送配電等業務指針の施行日



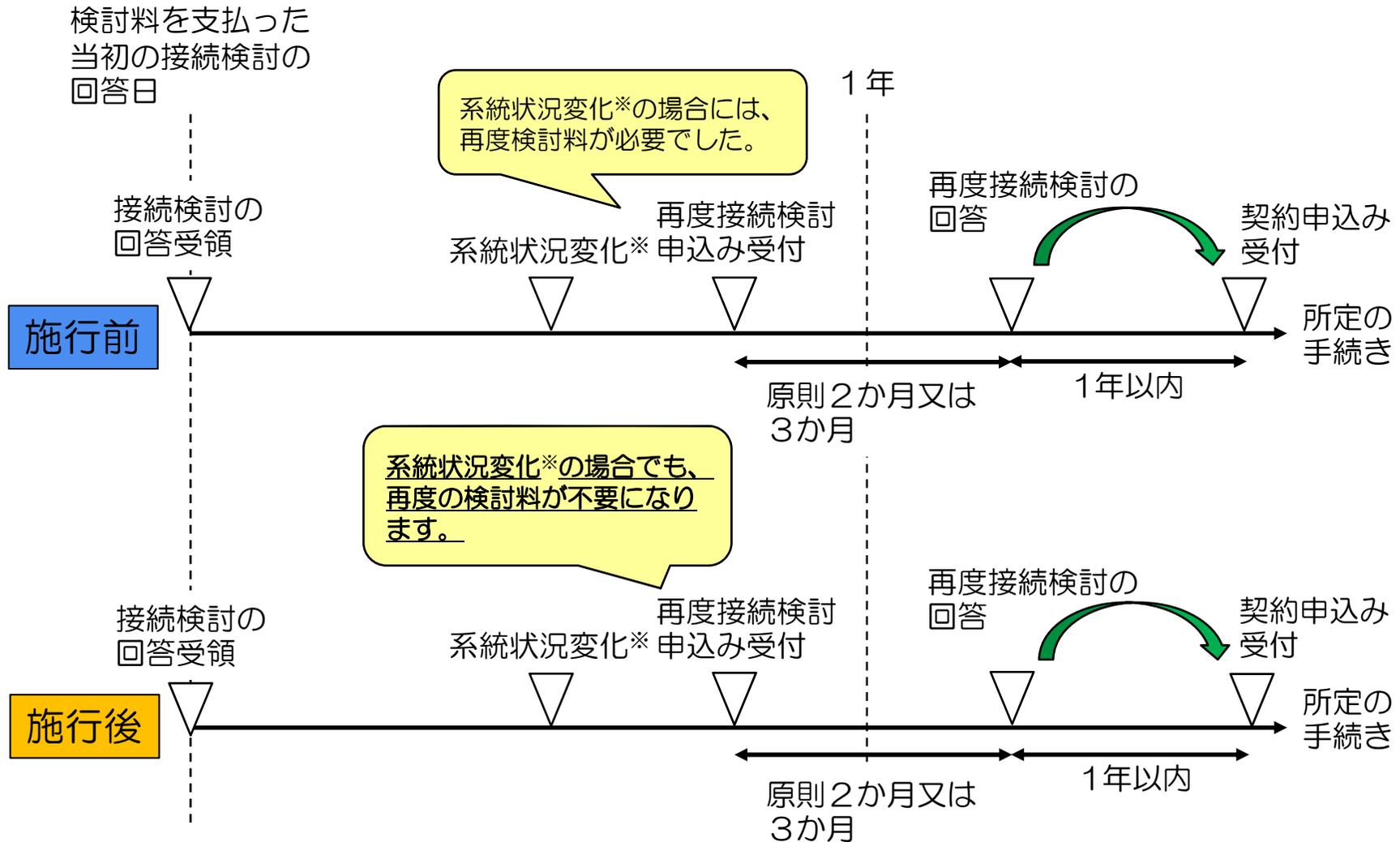
# 接続検討の検討料を不要とする条件に関する 適用の考え方

(変更案指針第83条第1項第2号関連)

系統状況変化※により再度接続検討申込みを求められた場合、検討料不要で再度接続検討の申込みを行うことができるようになります（ただし、検討料を支払った当初の接続検討の回答日から1年以内に限ります）。

※ 契約申込みを行うものの、送電系統の状況が変化した場合等、接続検討の前提となる事実関係に変動がある場合

- 変更案指針第83条第1項第2号の施行前後における適用の考え方は以下のとおりとなります。



※ 契約申込みを行うものの、送電系統の状況が変化した場合等、接続検討の前提となる事実関係に変動がある場合

(接続検討の検討料)

第83条 一般送配電事業者は、接続検討の申込みがあったときは、系統連系希望者に対し、一般送配電事業者が定める接続検討の検討料の額を通知するとともに、検討料の支払いに必要となる書類を送付する。ただし、次の各号に掲げる場合は検討料を不要とする。

一 (略)

二 第89条第1項第3号による接続検討で、検討料を支払った当初の接続検討の回答日から1年以内に受け付けた接続検討の申込みの場合

2 (略)

(接続検討の申込みを行っていない場合等の取扱い)

第89条 第88条第1項にかかわらず、一般送配電事業者は、第79条第1項に掲げる場合において、次の各号に掲げるときは、発電設備等に関する契約申込みを受け付けず、接続検討の申込みその他の適切な対応を行うよう求めるものとする。

一～二 (略)

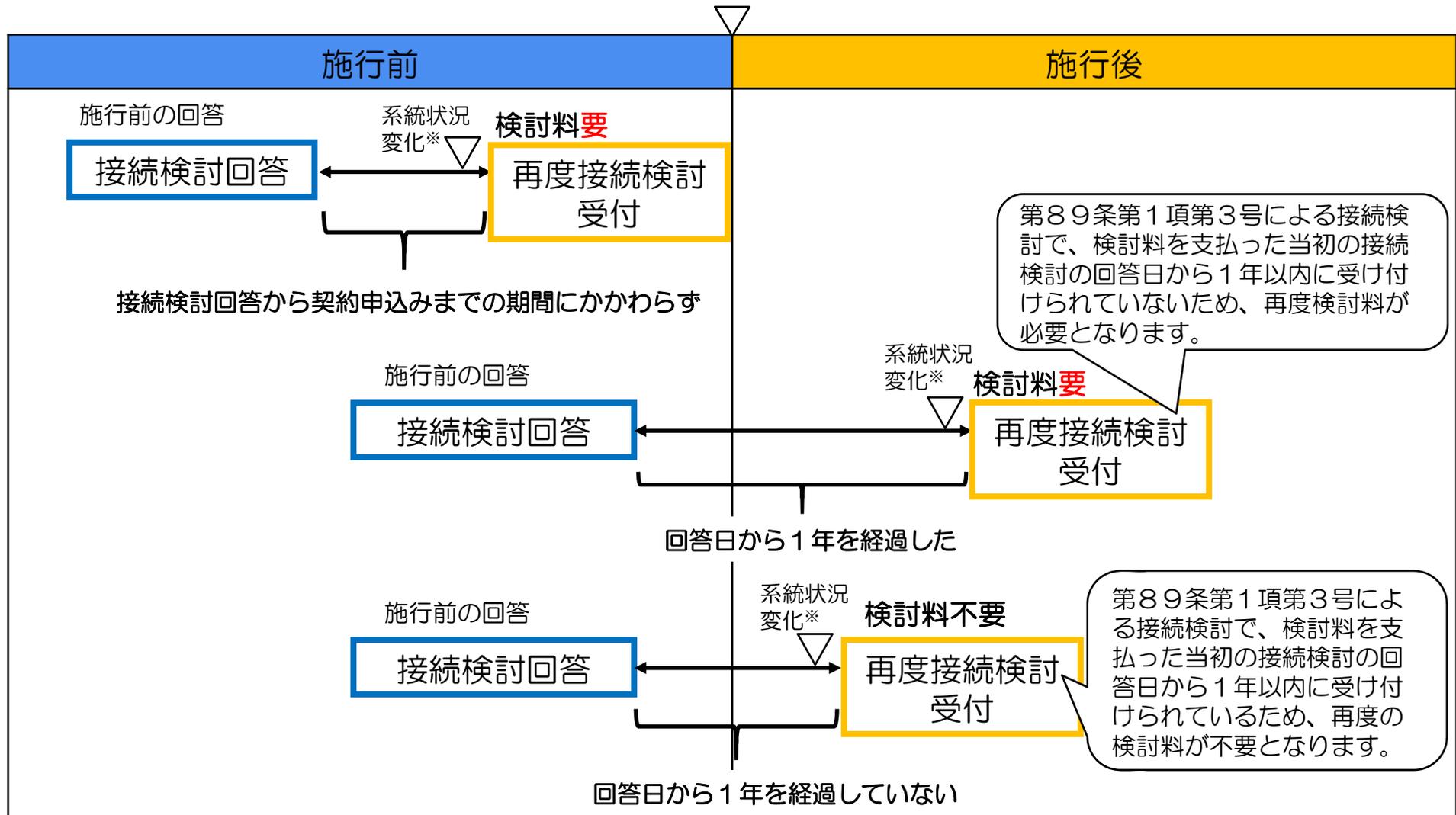
三 接続検討の回答後、他の系統連系希望者に対して送電システムの容量を確保したことによって送電システムの状況が変化した場合等、接続検討の前提となる事実関係に変動がある場合

四～六 (略)

2～3 (略)

- 業務規程・送配電等業務指針の施行日から全ての案件に適用されます。
- 施行前に接続検討の回答を受領した系統連系希望者に対しても以下のとおり適用されます。

業務規程・送配電等業務指針の施行日



※契約申込みを行うものの、送電系統の状況が変化した場合等、接続検討の前提となる事実関係に変動がある場合

# 発電設備等に関する契約申込みの保証金に関する 適用の考え方 (変更案指針第88条の2関連)

契約申込みに伴い保証金の入金が必要となります。

(発電設備等に関する契約申込みの受付)

第88条 一般送配電事業者は、発電設備等に関する契約申込みの申込書類を受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていること及び第88条の2に定める保証金が入金されていること(ただし、保証金を要しない場合は除く。)を確認の上、契約申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備がある場合には、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で契約申込みの受付を行う。

2～4 (略)

(発電設備等に関する契約申込みの保証金)

第88条の2 一般送配電事業者は、発電設備等に関する契約申込みの申込書類を受領した場合には、系統連系希望者に対し、業務規程第74条の2に定める算定方法に応じた保証金の額を通知するとともに、保証金の支払いに必要となる書類を送付する。ただし、保証金を要しない場合は除く。

2 系統連系希望者は、前項の書類を受領した場合には、速やかに保証金を支払い、保証金の支払後、一般送配電事業者にその旨を通知しなければならない。

3 系統連系希望者が支払った保証金は、当該系統連系希望者が負担する工事費負担金に充当する。

4 一般送配電事業者は、工事費負担金契約締結前に、次の各号に掲げる事情が生じた場合において、系統連系希望者が契約申込みを取り下げ、又は、接続契約が解除等によって終了したときは、系統連系希望者が支払った保証金を返還する。

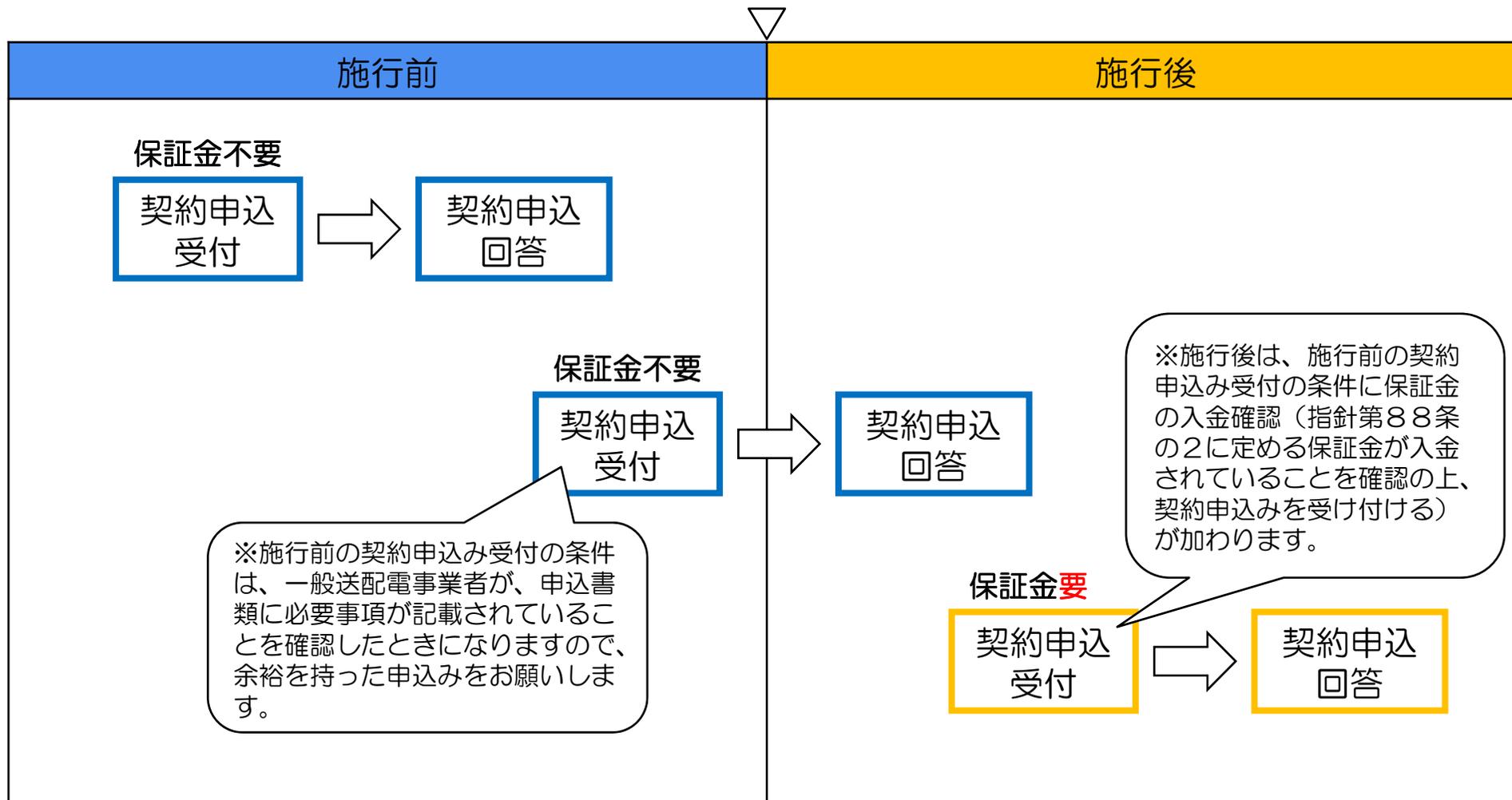
一 工事費負担金の額が接続検討の回答書に記載の金額より増加したこと

二 所要工期が接続検討の回答書に記載の期間より長期化したこと

三 その他前各号に準じる正当な理由が生じたこと

- 業務規程・送配電等業務指針の施行日から全ての案件に適用されます。
- 契約申込受付が施行後となる場合に適用されます（保証金が必要）。

業務規程・送配電等業務指針の施行日

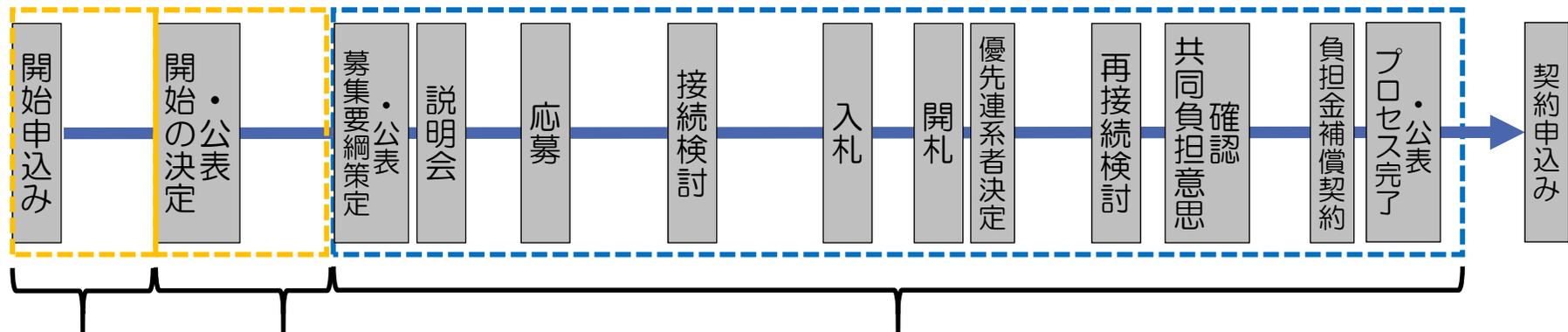


## 電源接続案件募集プロセスの案件に関する 適用の考え方

電源接続案件募集プロセスに代わる電源接続案件一括検討プロセスが導入されることから、電源接続案件募集プロセスの案件については、進捗状況に応じた対応となります。

- 業務規程・送配電等業務指針の施行日における電源接続案件募集プロセスの進捗状況に応じて以下のとおり適用します。
- ① 開始申込みを行い開始の決定・公表前の案件については、募集プロセスを実施しませんが、募集プロセス開始の申込みを行った系統連系希望者は、一般送配電事業者に対し、電源接続案件一括検討プロセス開始の申込みを行うことができます。
  - ② 開始の決定・公表を行い募集要綱策定・公表前の案件については、募集プロセスを実施しませんが、指針第120条の4第1項第3号※に基づき、電源接続案件一括検討プロセスを開始します。
  - ③ 募集要綱策定・公表後の案件については、募集要綱にしたがい継続して実施します。

※本機関が効率的な系統整備の観点等から電源接続案件一括検討プロセスを開始することが必要と判断した場合



- |                                |                      |   |
|--------------------------------|----------------------|---|
| <p>① 一括検討開始の申込みを行うことができます。</p> | <p>② 一括検討を開始します。</p> | <p>③ 募集要綱にしたがい継続して実施します。<br/>                 ・入札予定日が今回の業務規程・送配電等業務指針の施行予定日以降になることが見込まれる場合等では、「電源接続案件一括検討プロセスの手続等」※のやり方に準じて継続する場合があります。<br/>                 ※本機関が変更案規程第80条に基づき定め、別途公表する予定です。</p> |
|--------------------------------|----------------------|---|